



地域脱炭素施策に関するブロック別説明会

第2部

令和4年1月18日
北海道地方環境事務所



注意事項

本日の「脱炭素先行地域」及び「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」に関する説明内容は、正式な交付要綱等の制定前のものであり、今後の交付要綱等の制定過程において、一部変更が生じうることをあらかじめ御承知おきください。

- 1. 脱炭素先行地域**
- 2. 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金**
- 3. 地方財政措置**
- 4. 計画づくり補助金**
- 5. 地域再エネ活用の検討に関するヘルプデスク**
- 6. 「ゼロカーボン北海道」タスクフォースの取組**
- 7. その他情報提供**

脱炭素先行地域に関する募集要領及び関連予算案説明会

- 本日説明の1～4については、12/27（月）開催のオンライン説明会でも説明を実施。

<http://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/202112webinar.html>

脱炭素先行地域に関する募集要領及び関連予算案説明会

本ページでは、脱炭素先行地域に関する募集要領及び関連予算案説明会のご案内を送付した自治体の方向けに、関連情報を期間限定で掲載しています。

説明会資料

(1) 脱炭素先行地域募集要領について

[脱炭素先行地域募集要領\(第1回\)](#)

[様式1 脱炭素先行地域計画提案書\(記入方法・例\)](#)

[様式2 脱炭素先行地域計画提案概要](#)

[脱炭素先行地域づくりガイドブック](#)

(2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について (3) 地方財務措置・令和3年度補正予算について

[地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について・令和3年度補正予算について](#)

説明会動画

- 環境省のご案内
 - 環境省の組織案内
 - 大臣・副大臣・環境大臣政務官
 - 幹事職員名簿
 - 環境省の率先実行
 - 採用・キャリア形成支援情報
 - パンフレット一覧
 - 所管法人
- 政策分野・行政活動
 - お知らせ一覧
 - 審議会・委員会等
 - 重点施策・予算情報
 - 税制改正関係情報
 - 行政事業レビュー
 - 政策評価
 - 国会提出法律案
 - 公文書管理
 - 府省共通公開資料等
- 環境基準・法令等
 - 環境基準
 - 法令・告示・通達
- 白書・統計・資料

説明会に参加できなかった自治体様につきましては、動画でご覧いただけますので、御確認ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=aX2YRXjJW8o>

1. 脱炭素先行地域

要点

- 提案者は先行地域とするエリア（施設群の場合は対象施設）を明示する。
- 先行地域内では2030年までに民生部門の電力消費に伴うCO2排出量を実質ゼロを実現する。
- 選定においては、必須である「確認事項」と加点評価する「評価事項」がある。
※細かな要件は、脱炭素先行地域募集要領（第1回）を参照。
- 再エネ導入量や先行地域のある地方自治体での再エネ発電量の割合のほか、地域の課題解決と脱炭素を同時実現して地方創生にも貢献する点等から評価を行い、評価が高いものを選定する。
- 先行地域選定自治体は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告するとともに、計画の最終年度末に取組の結果報告を行う。
- 脱炭素先行地域として選定された計画の取組が進捗せず、必要な改善措置を図ってもなお計画を縮小せざるを得ない場合には、必要に応じて、評価委員会や関係機関の意見を聴取した上で計画内容を変更するとともに、取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、評価委員会の判断を踏まえ脱炭素先行地域の取消しを行う可能性がある。
- 地方環境事務所と関係省庁の地方支分部局等は、脱炭素先行地域の取組状況を随時フォローアップする。

主なQ A (一部抜粋)

- 脱炭素先行地域の候補地が市内に複数地域ある場合、1回目の申請時には一つの地域で申請し、2回目以降の公募時に、追加で他地域を申請することは可能か。また、いずれはこれらの地域を合体させ、一つの脱炭素先行地域とすることは可能か。

⇒一つの地方自治体が、時期の異なる複数の脱炭素先行地域を設定することは可能。それぞれの地域間で実施する取組内容に関連性がある場合などは、一つの計画提案書としていただきたい。

- FIT/FIP電力は再エネ電力として評価されるか

⇒環境価値が付加された状態で調達されたFIT/FIP電力のみ評価する。

※脱炭素先行地域内の対象施設に供給することを妨げるものではない。

- 「民生部門の電力需要量に占める先行地域のある地方自治体内で発電する再エネ電力量の割合」は、脱炭素先行地域の取組による上昇分を評価するということか。

⇒新規に導入する再エネ発電設備だけでなく、既存の再エネ発電設備も対象となる。なお、追加的な再エネ導入量の大きさは、要件②評価事項において評価する予定。

- 民生部門の電力需要量の実績値の集計又は推計については、市町村単位での電力需要量も公表されていない現状では、自治体が算定を行うのはかなり難しい。特に先行地域内の各家庭や各企業から電力使用量実績値を聞き取るのは現実的ではない。具体的には、どのような形で算定することを想定されているか。

⇒アンケート、ヒアリングでの把握を想定。それが難しい場合は、推計となる。エネルギー消費統計の按分等で対応いただきたい。

2. 地域脱炭素移行・再工業推進交付金



【令和4年度予算（案） 20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域に選定されていること 等

（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）

（対象事業）

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象

2. 重点対策加速化事業への支援

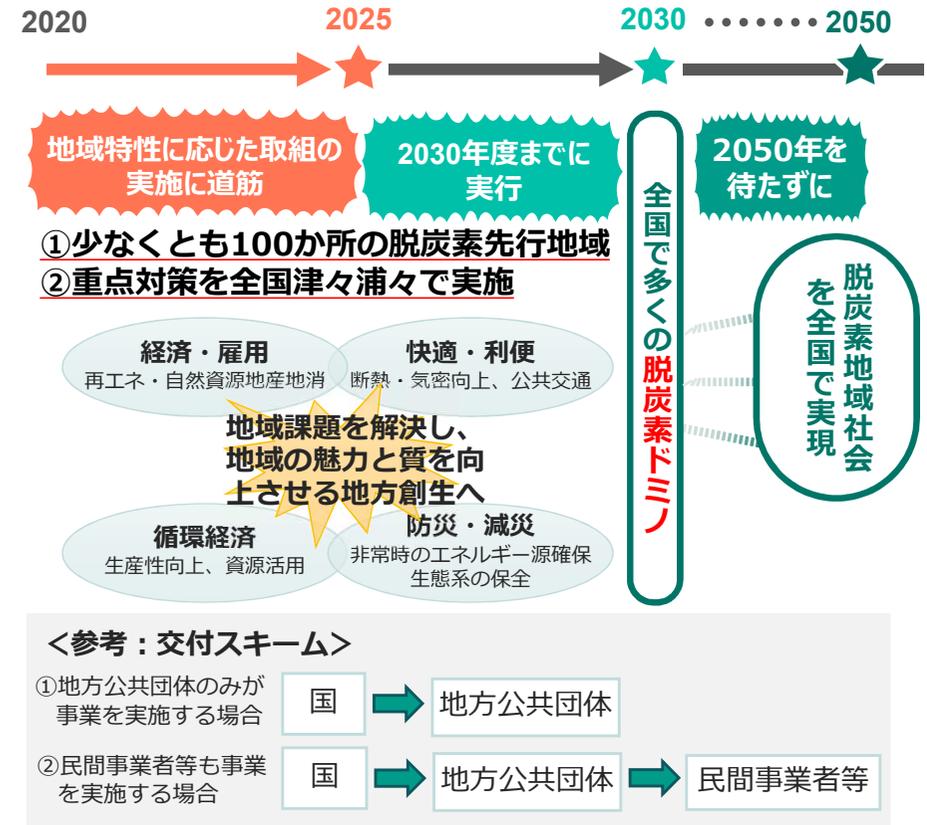
（交付要件）

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

3. 事業スキーム

■ 事業形態	交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則 2 / 3 ※ 重点対策加速化事業 2 / 3 ~ 1 / 3 等）
■ 交付対象	地方公共団体等 ※財力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部 3 / 4
■ 実施期間	令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ

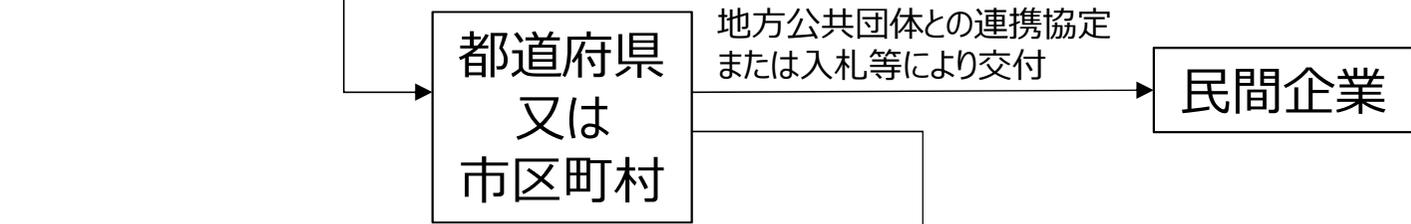
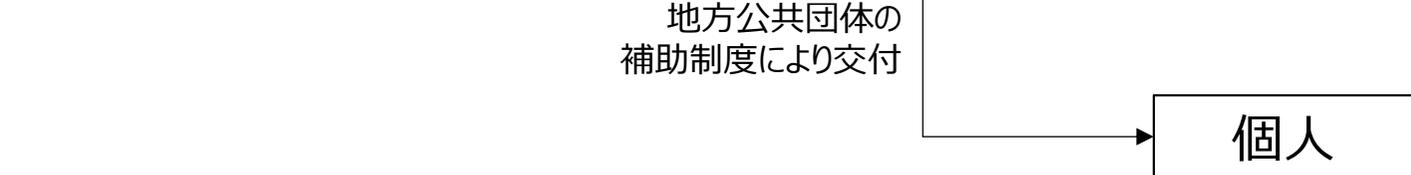


※今後の交付要綱等の制定過程において、一部変更が生じうることをあらかじめ御承知おきください。
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔 ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。 〕</p>
交付率	原則 2 / 3 ※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の自治体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5 年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む	



交付金の交付の流れ

交付パターン	支援フロー	備考
① 地方公共団体への交付		-
地方公共団体への間接交付		・都道府県が市区町村に対して上乗せ補助（協調補助）を行う場合が該当
② 民間企業への間接交付		・公共施設等でのPPA、リース事業 ・民間企業に交付する場合が該当
③ 個人への間接交付		・太陽光発電設備、ZEHやEV補助等が該当

※これらの組み合わせなど、上記のフロー以外のケースも考えられる。

主なQ A (一部抜粋)

■ 脱炭素先行地域づくり事業と重点対策加速化事業とを同一市町村が実施可能であるか。エリアに重複があってもよいか。

⇒同一自治体が脱炭素先行地域づくり事業と重点対策加速化事業とをそれぞれ実施することは差し支えない。その際、エリアに重複があってもよいが、同一設備を両事業で補助対象にすることはできない。

■ 複数年度にわたる交付金ということだが、交付申請は毎年度行う必要があるのか。

⇒交付金の交付を受けるには、事業期間中、毎年度交付申請を行っていただく必要がある。

■ FIT/FIPを利用する再エネ設備は交付金の対象となるか

⇒対象とならない。ただし、本交付金で導入する自家消費型の太陽光発電設備については、一定程度（家庭用3割、事業用5割を予定）以上を自家消費することを前提に、余剰についてはFIT/FIP制度によらない売電を可能とする予定。

■ 本交付金を活用した再エネ設備の整備では、すべてにおいて自己託送が認められないのか。小売事業者を介する場合はどうか。

⇒本交付金を活用した再エネ設備の整備では、自己託送を適用することはできない。一方、交付金を活用した再エネ設備で発電した電気を小売事業者を介して需要家に売電する場合は自己託送ではないため、これまでの環境省の補助制度を踏まえた取り扱いとする予定。

3. 地方財政措置

地域脱炭素化事業に合わせて活用が考えられる地方財政措置



	地域活性化事業	過疎対策事業	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業
起債充当率	90%	100%	100%
交付税措置	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入
区分	再生可能エネルギー設備	過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事業 ● 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で公用又は公共の用に供するもの【 単独・補助 】 ^{注2}	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく補助事業 ^{注3}
	省エネ設備	● 高効率照明機器の整備【 単独・補助 】 ● 施設の省エネルギー改修【 単独 】 ● 低公害車の導入【 単独 】	
備考	注1・・・売電を主たる目的とするものは対象外	注2・・・売電を主たる目的とするものは対象外	注3・・・「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」が該当

公共施設等適正管理推進事業のうち脱炭素化事業
90%
財政力に応じて元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入
地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に準じて地方公共団体が実施する以下の単独事業 ● 太陽光発電の最大限の導入 ● ZEB等の実現
地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に準じて地方公共団体が実施する以下の単独事業 ● 計画的な省エネルギー改修の実施 ● LED照明の導入
令和4年度から新規追加（詳細の運用については検討中）

※上記については令和3年度地方債同意等基準運用要綱等を参考に記載（詳細については運用要綱等を参照）。

- 脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加
- 公営企業の脱炭素化の取組についても、地方財政措置を創設

1. 公共施設等適正管理推進事業費における「脱炭素化事業」の追加

【対象事業】

地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている以下の地方単独事業

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物におけるZEBの実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ LED照明の導入

※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象

【事業期間】

令和4年度～令和7年度

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債

(充当率：90% 交付税措置率：財政力に応じて30～50%)

2. 公営企業の脱炭素化

【対象事業】

公共施設等適正管理推進事業費（脱炭素化事業）と同様

【事業期間】

令和4年度～令和7年度

【地方財政措置】

地方負担額の1/2について、一般会計負担（繰出）とし、財政力に応じて当該負担の30～50%について交付税措置

4. 計画づくり補助金

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和4年度予算額(案) 800百万円(1,200百万円)】
【令和3年度補正予算額 1,650百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
- ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき、地域再エネ事業を実施・運営するため官民連携で行う事業スキーム(電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等)の検討から、体制構築(地域新電力等の設立)、事業性確認のための現地調査を支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習、促進エリア設定の事例や合意形成手法等のガイド作成、また地方環境事務所を核として地域の現状に応じた脱炭素の取組について支援を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態 (1)間接補助(定率), (2)間接補助(定率), (3)委託事業

■ 補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)
(2)地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象) (3)民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※(1)③は令和4年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援 (1) ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援



- (1) ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

- (2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

【R3年度当初予算（繰越）】 公募中（令和4年1月18日現在）

- 補助率
（1）①地域再エネ導入目標の策定支援、②ゾーニング等の合意形成支援
都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：定率3/4
上記以外の自治体：定額（上限1,000万円）
（2）地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援：定率1/3、1/2、2/3
- 公募期間：令和3年12月16日（木）～令和4年2月14日（月）
- 事業期限：令和4年9月末まで
- 参考URL：<https://www.jeas.or.jp/news/000096.html>

【R3年度補正予算】

- 定率補助 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用可能
- 公募期間：令和4年2月下旬～4月中旬を予定
- 事業期限：令和5年1月末まで（予定）

【R4年度当初予算】

- 定率補助
- 公募期間：令和4年4月下旬～6月上旬予定
- 事業期限：令和5年1月末まで（予定）

5. 地域再エネ活用の検討に関するヘルプデスク

地域での再生可能エネルギーの導入・活用を進めることを目的として、再エネ活用の方向性や事業の進め方などについて相談するための窓口（ヘルプデスク）を設置しています。

窓口で受け付ける相談事項

- 地域の特性を踏まえた再エネ利活用の方向性について
- 再エネ利活用を行う事業について
 - 事業構築の進め方、事業の地域の中での位置づけ方
 - 事業スキーム・エネルギーシステムのあり方、
 - 事業収支を高める事業の組み立て方 ... など
- 想定する事業内容に対応した補助金事業の候補例やその概要紹介

対象者

- ✓ 地方公共団体のご担当者様
- ✓ 地方公共団体と連携し、再エネ利活用の取組を主体として実施するご予定の民間企業等のご担当者様

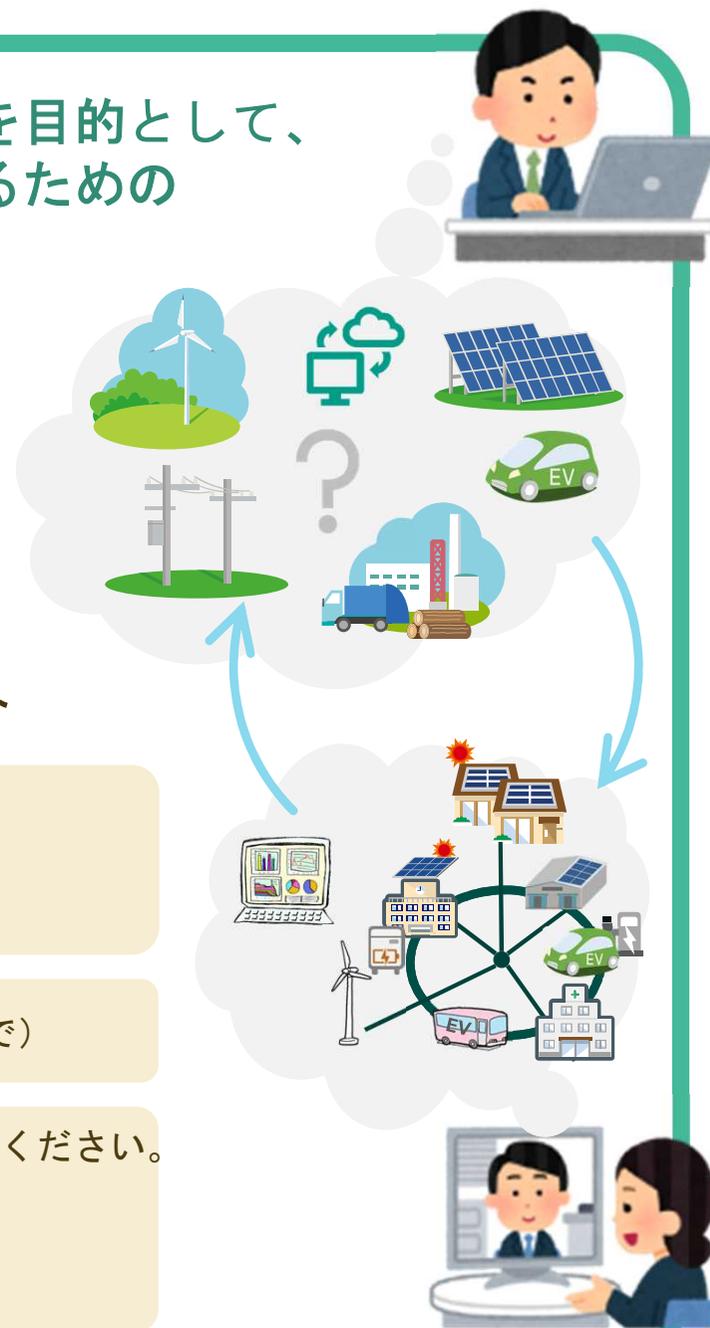
ご相談方法

オンラインによる相談（1回1時間程度、最大3回まで）

お問合せ方法

詳しくは、以下の環境省ヘルプデスクのウェブページをご覧ください。
http://www.env.go.jp/earth/saiene_help/index.html

※ ご質問への相談対応は受託事業者が行います。
（受託事業者：パシフィックコンサルタンツ（株））

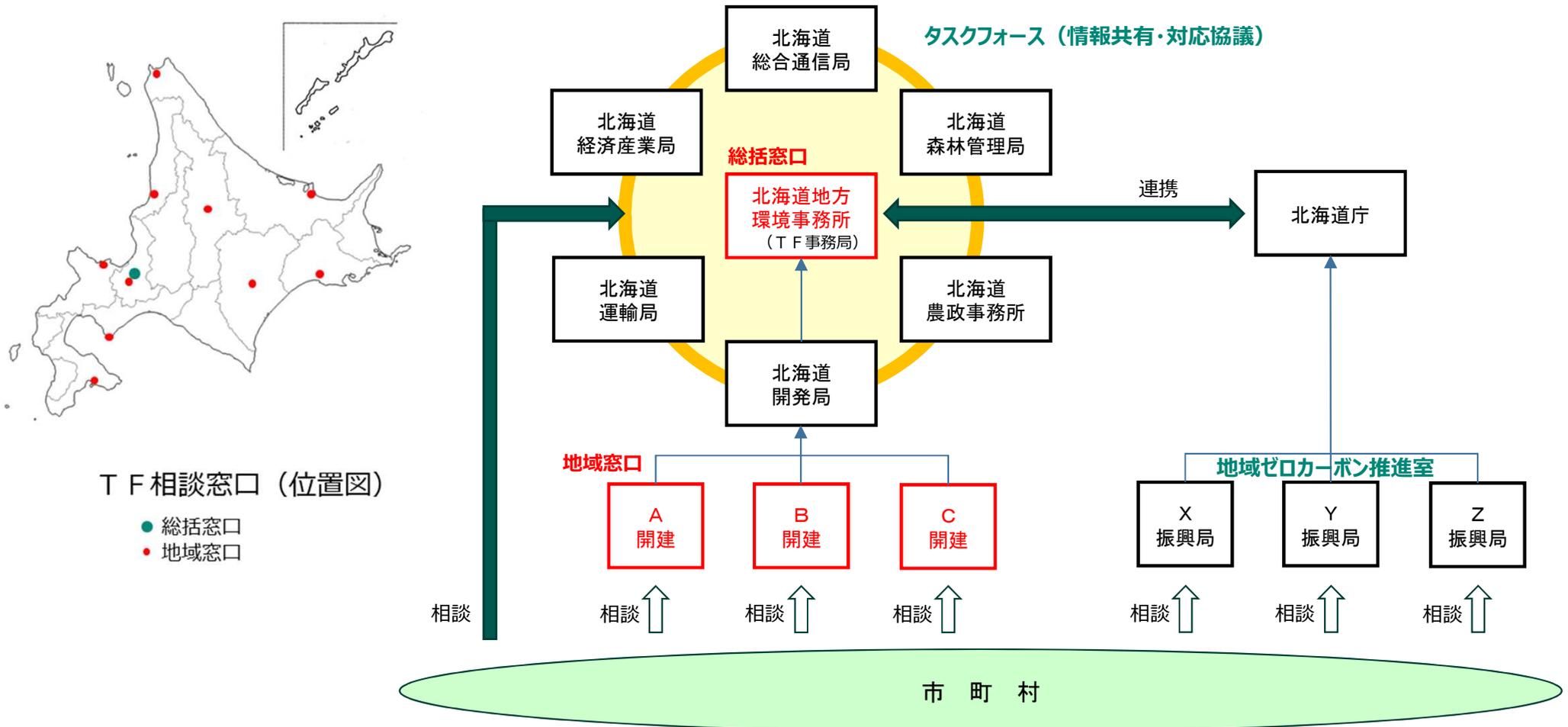


6. 「ゼロカーボン北海道」タスクフォースの取組

相談窓口の設置（ゼロ北テラス）

- 北海道における脱炭素の取組を後押しすべく、「ゼロカーボン北海道」地方タスクフォースに市町村からの相談に対応する窓口を設置する。
- 北海道地方環境事務所が総合調整を担い、国のタスクフォース構成機関の総てに相談窓口を設置する。加えて北海道開発局の10開発建設部に「地域窓口」を設置する。日常業務での活用や相談しやすい地域などの観点から、タスクフォース構成機関の出先事務所等の総てにおいても連携しながら対応。いずれの相談ルートであっても、受け付けた相談内容については、タスクフォース内で情報共有し、対応を検討した後、相談者に回答する。

タスクフォースの相談ルート（イメージ）



相談窓口の設置（ゼロ北テラス）

【相談窓口一覧】

※いずれの窓口にお問い合わせいただいても、関係者間で情報を共有し包括的な支援を実施いたします。また、各地方支分部局の出先事務所等のすべてにおいても連携しながら対応いたします。日常業務の中で馴染みのある窓口を御利用いただければと思います。

- 総括窓口 北海道地方環境事務所 環境対策課
TEL : 011-299-1952
Mail: REO-HOKKAIDO@env. go. jp

- 各地方支分部局の脱炭素担当窓口

北海道総合通信局 情報通信部情報通信振興課 TEL : 011-709-2311 (内 4716) Mail: chousei-k@soumu. go. jp	北海道農政事務所 企画調整室 TEL : 011-330-8801 Mail: hokkaido_kikaku@maff. go. jp
北海道森林管理局 総務企画部企画課 TEL : 011-622-5228 Mail: h_kikaku@maff. go. jp	北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課 TEL : 011-709-2311 (内 2702、2703) Mail: hokkaido-shigen@meti. go. jp
北海道開発局 開発監理部開発連携推進課 TEL : 011-709-2311 (内 5417、5418) Mail: hkd-ky-zeroarbon@gxb. mlit. go. jp	北海道運輸局 交通政策部環境・物流課 TEL : 011-290-2726 Mail: hkt-kanbutsu-saitsu@gxb. mlit. go. jp

相談窓口の設置（ゼロ北テラス）

●北海道開発局各開発建設部の地域支援相談窓口

開発建設部	名称	住所	電話	e-mail
札幌開発建設部 地域振興対策室	地域活力支援チーム	札幌市中央区北2条西19丁目	011-611-0281（直通）	hkd-sp-sakken-81h@gxb.mlit.go.jp
函館開発建設部 地域振興対策室	地域支援窓口	函館市大川町1番27号	0138-42-7740（直通）	hkd-hk-tiikishinkou@gxb.mlit.go.jp
小樽開発建設部 地域振興対策室	地域支援相談窓口	小樽市潮見台1丁目15番5号	0134-23-8035（直通）	hkd-ot-kouhou@gxb.mlit.go.jp
旭川開発建設部 地域振興対策室	旭建なんでも相談所 （地域支援相談窓口）	旭川市宮前1条3丁目3番15号	0166-32-3079（直通）	hkd-as-chiiki@gxb.mlit.go.jp
室蘭開発建設部 地域振興対策室	地域活力推進窓口	室蘭市入江町1番地14	0143-25-7053（直通）	hkd-mr-info@gxb.mlit.go.jp
釧路開発建設部 地域振興対策室	地域活力支援チーム	釧路市幸町10丁目3番地	0154-24-7395（直通）	hkd-ks-chiiki@gxb.mlit.go.jp
帯広開発建設部 地域振興対策室	地域活力支援チーム	帯広市西5条南8丁目	0155-24-3195（直通）	hkd-ob-katsuryoku@gxb.mlit.go.jp
網走開発建設部 地域振興対策室	地域支援相談窓口	網走市新町2丁目6番1号	0152-44-6851（直通）	hkd-ab-chiiki@gxb.mlit.go.jp
留萌開発建設部 地域振興対策室	地域支援相談窓口	留萌市寿町1丁目68番地	0164-42-2395（直通）	hkd-rm-chiiki@gxb.mlit.go.jp
稚内開発建設部 地域振興対策室	地域支援相談窓口	稚内市末広5丁目6番1号	0162-33-1185（直通）	hkd-wk-chiiki-81y@gxb.mlit.go.jp

北海道版脱炭素支援ハンドブックの作成

- 各地方支分部局の施策に加え、北海道庁の補助施策も含めて支援するハンドブックを作成する。
- 支援ツールの策定に当たっては、機関ごとの事業を単にとりまとめた短冊型ではなく、「取り組みたい事柄」に応じて検索が可能とするなど市町村が使いやすいように工夫する。

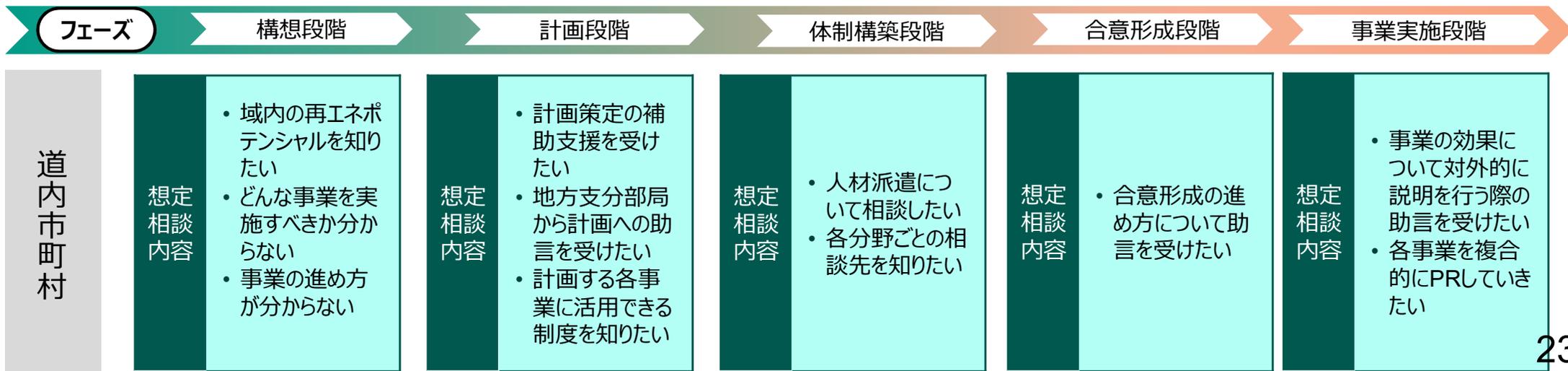
<課題認識>

- ・市町村の脱炭素の取組を効果的に支援していくためには、市町村の担当者が国や道の支援策を簡易に理解できることが重要であるが、現状、省庁横断的あるいは道も含んだ形での脱炭素に関する補助施策等についてとりまとめたものがない。
- ・また、導入したい再エネの種類、供給側・需要側、あるいは事業を進めるに当たっての各フェーズ（構想・計画策定、事業実施など）に応じて、各地域が置かれた現状を踏まえて検索可能な支援ツールが存在しない。
- ・加えて、今般設置を予定している地域相談窓口を効果的に機能させるためにも、北海道地域で共通の脱炭素支援ハンドブックを創ることは重要。
- ・なお、「地域脱炭素ロードマップ」は各省庁横断的な議論を経た産物であり、ロードマップで掲げられた「脱炭素先行地域」の制度は、特定の個別事業のみならず、各省庁の施策を複合的に組み合わせながら地域の脱炭素を実現していくといったような面的な取組が期待されているところ。

<作成スケジュール>

- | | |
|---------------------|--|
| 令和4年4月頃 | 令和4年度版を公表
(第4回地方支分部局レベル会合) |
| 令和4年5月以降
令和4年8月頃 | とりまとめ方法・掲載方法の改善方法等について検討
次年度に向けた方針を議論
(第5回地方支分部局レベル会合) |

<フェーズごとに想定される相談内容>



7. その他 情報提供

再エネスタートポータルサイトについて

はじめてみませんか 再エネ活用



⇒再生可能エネルギー（再エネ）の導入をサポートするポータルサイト

再エネスタート



<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/>

再エネ導入情報の参照や、自治体取組の発信にお使いください！



自治体の方へ

導入方法や事例知りたい方はこちらから！

自治体・団体・事業者の
サイト掲載のお申込みはこちらから →

事例発信したい方はこちらから！



- ・御質問の際には、市区町村名・御担当者様のお名前をお知らせください。
- ・質問事項の番号について、御教示ください。（チャットの方も同様です。）
- ・チャットで御質問される場合には、途中での誤送信が発生する可能性がありますので、ワードやメモ帳等で質問を記載のうえ、チャット欄にコピー＆ペーストをする等の御協力をお願いします。

- 1. 脱炭素先行地域**
- 2. 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金**
- 3. 地方財政措置**
- 4. 計画づくり補助金**
- 5. 地域再エネ活用の検討に関するヘルプデスク**
- 6. 「ゼロカーボン北海道」タスクフォースの取組**
- 7. その他情報提供**